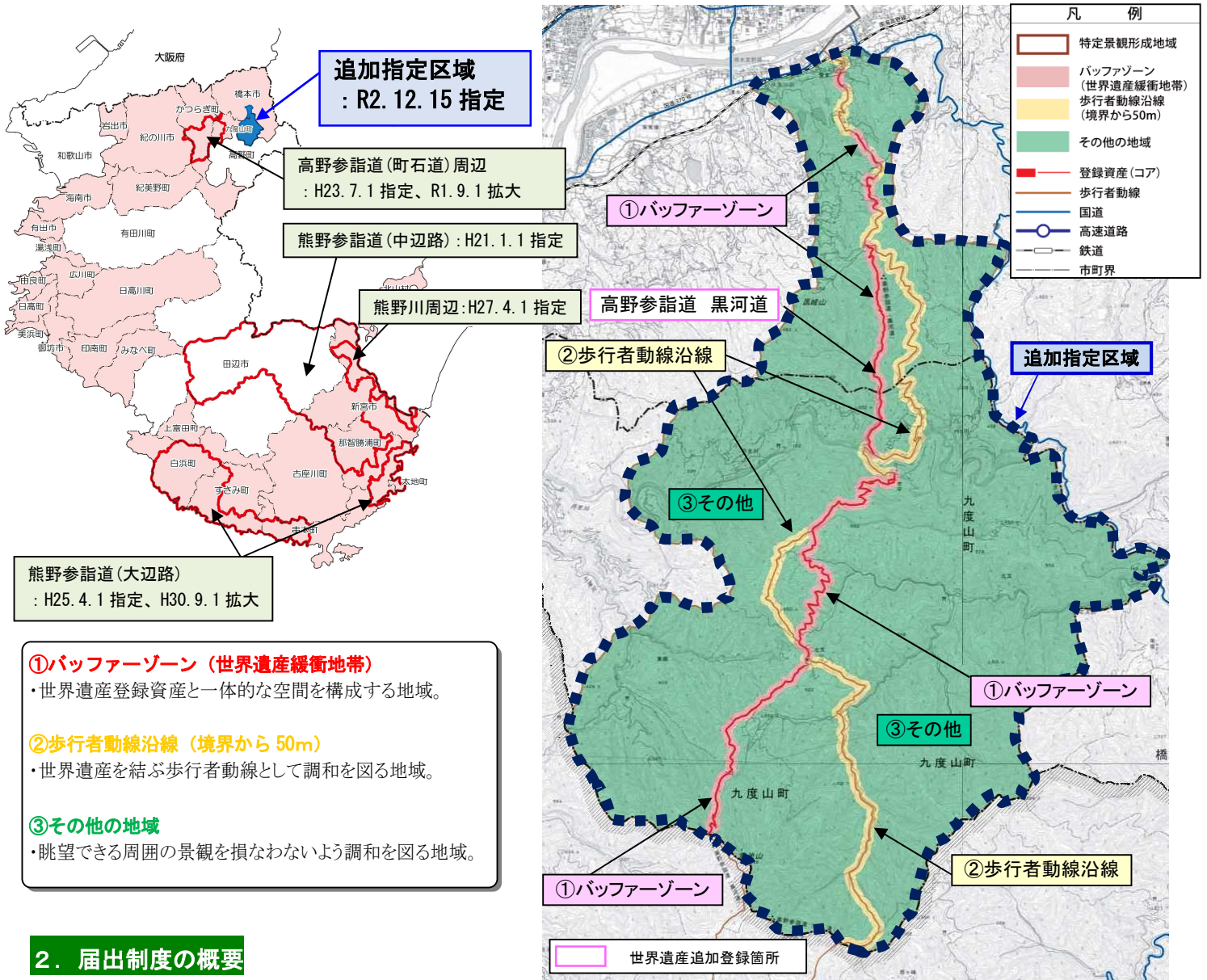


くろこみち
高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の指定等に伴う和歌山県景観計画の変更【概要】

橋本市及び九度山町内における「高野参詣道 黒河道」が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録されたことに伴い、「高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域」を新たに追加する和歌山県景観計画の変更

1. 特定景観形成地域の指定状況と追加指定区域



- ①バッファゾーン (世界遺産緩衝地帯)**
 ・世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する地域。
- ②歩行者動線沿線 (境界から50m)**
 ・世界遺産を結ぶ歩行者動線として調和を図る地域。
- ③その他の地域**
 ・眺望できる周囲の景観を損なわないよう調和を図る地域。

2. 届出制度の概要

現在、和歌山県では、大規模な建築や開発行為について景観に関する届出が必要ですが、特定景観形成地域では、よりきめ細かな届出が必要となります。

●景観に関する届出が必要な規模と基準

現在の基準	①バッファゾーン	②歩行者動線沿線	③その他の区域
<p>○届出規模 高さ13m超又は 建築面積1000 m²超</p> <p>○基準 周辺景観との調和 等</p> <p>※概ね4 階建て以上の建築物を対象</p>	<p>○届出規模 全ての行為</p> <p>○基準 高さ13m、建築面積 1000 m²を超えない規模とする 等</p> <p>※小規模な建物も対象</p>	<p>○届出規模 高さ10m超又は 延べ面積500 m²超</p> <p>○基準 落ち着いた色彩 等 色彩基準あり</p> <p>※中規模な建物も対象</p>	<p>○届出規模 高さ13m超又は 延べ面積 1,000 m²超</p> <p>○基準 落ち着いた色彩 等</p> <p>※概ね4 階建て以上の建築物を対象</p>